

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月10日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型） 世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型） 750億円を上限とします。 世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型） 750億円を上限とします。 (2)継続申込額 世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型） 1兆5,000億円を上限とします。 世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型） 1兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型）

世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）

以下、上記２ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型）」を「（為替ヘッジなし）」、「世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）」を「（為替ヘッジあり）」という略称でいうことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：各ファンド750億円を上限とします。

継続申込期間：各ファンド1兆5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：１口当たり１円です。

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「（為替ヘッジなし）」は「世クロ年１無」、「（為替ヘッジあり）」は「世クロ年１有」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に、３．３％（税抜き３．０％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：２０２５年１０月２７日から２０２５年１１月２０日まで

継続申込期間：２０２５年１１月２１日から２０２７年２月９日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては「（為替ヘッジなし）」もしくは「（為替ヘッジあり）」のいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては当ファンドの設定日（２０２５年１１月２１日）に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、ファンドの設定日以降、取得申込日または取得申込日の翌営業日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日（半休日を含みます）

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の先進国・地域の上場株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、以下のファンドの合計で金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ・世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型）
 - ・世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）
 - ・世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年４回決算型）
 - ・世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年４回決算型）
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型）

世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型 (ロング・ショート型)
	内外	資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)			
一般	年２回				
大型株	年４回	日本			ブル・ベア型
中小型株					
債券		北米	ファミリーファンド	あり	
一般	年６回(隔月)	欧州			
公債	年１２回(毎月)	アジア			条件付運用型
社債	日々	オセアニア			
その他債券	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
クレジット属性 ()	()	アフリカ			
不動産投信					
その他資産					

(投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)			
資産複合 ()		エマージング			その他 ()
資産配分固定 型					
資産配分変更 型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
	年2回	日本			ブル・ベア型
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
債券 一般	年6回(隔月)	欧州			条件付運用型
公債	年12回(毎月)	アジア			
社債	日々	オセアニア			
その他債券	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
クレジット属性 ()		アフリカ			
不動産投信		中近東(中東)			その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング			
資産複合 ()					
資産配分固定 型					
資産配分変更 型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

１．単位型投信・追加型投信の区分

- (１) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (２) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

２．投資対象地域による区分

- （１）国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産（収益の源泉）による区分

- （１）株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）... 「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＭＦをいう。
- （２）ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）... 「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＲＦをいう。
- （３）ＥＴＦ... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

５．補足分類

- （１）インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

１．投資対象資産による属性区分

- （１）株式
一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産... 組み入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

２．決算頻度による属性区分

年１回... 目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

年２回... 目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

年４回... 目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

年６回（隔月）... 目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

年１２回（毎月）... 目論見書または投資信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

３．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225
T O P I X
その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7．特殊型

ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型... 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2025年11月21日

信託契約締結、設定、運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

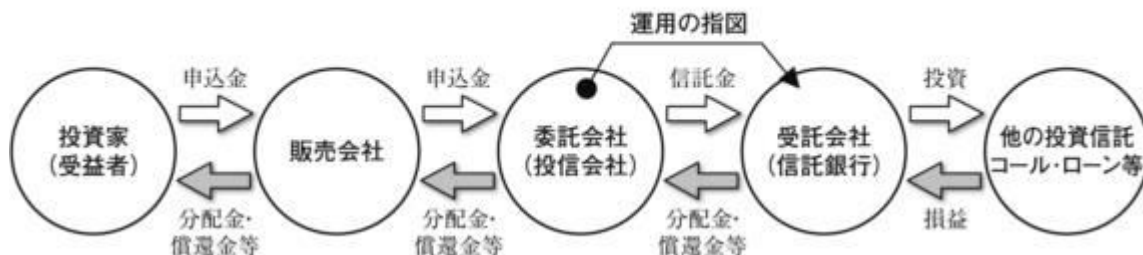
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「株式会社ＳＭＢＣ信託銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2025年7月31日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

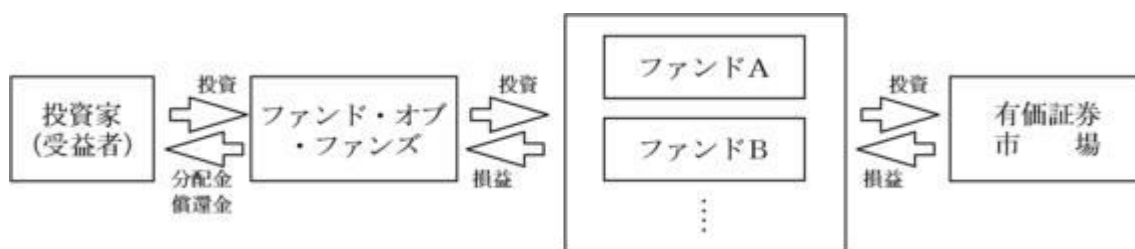
（2025年7月31日現在）

名称	住所	所有 株式数 （株）	比率 （％）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界の先進国の上場株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ロ 投資態度

● 世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）

（イ）主として「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス B - JPY アンヘッジド）」および「マネー・トラスト・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

（ロ）「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス B - JPY アンヘッジド）」を通じて、主として世界の先進国の上場株式の実質的な「ロングポジション」（買い建て）と「ショートポジション」（売り建て）を構築します。組入銘柄は、競争力・収益性、市場連動性等に着目して選定を行います。

（ハ）「ロングポジション」と「ショートポジション」の構築においては、デリバティブ取引等を活用するとともに、ポートフォリオ全体では世界の株式市場に対する連動性を抑えることを目指します。

（ニ）「マネー・トラスト・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

- （ホ）原則として、「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス B - JPY アンヘッジド）」の組入比率を高位に保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）

- （イ）主として「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス A - JPY ヘッジド）」および「マネー・トラスト・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス A - JPY ヘッジド）」を通じて、主として世界の先進国の上場株式の実質的な「ロングポジション」（買い建て）と「ショートポジション」（売り建て）を構築します。組入銘柄は、競争力・収益性、市場連動性等に着目して選定を行います。
- （ハ）「ロングポジション」と「ショートポジション」の構築においては、デリバティブ取引等を活用するとともに、ポートフォリオ全体では世界の株式市場に対する連動性を抑えることを目指します。
- （ニ）「マネー・トラスト・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- （ホ）原則として、「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス A - JPY ヘッジド）」の組入比率を高位に保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

世界の先進国・地域の上場株式を対象としたロングショート運用を行います。

- 「ロングポジション」と「ショートポジション」における組入銘柄は、競争力・収益性、市場連動性等に着目して選定します。
- 「ロングポジション」と「ショートポジション」の構築においては、デリバティブ取引を活用します。

先進国・地域とは

当ファンドではMSCI Inc.が算出するMSCIワールド・インデックス構成国を主な投資対象国としますが、それ以外の国・地域にも投資する場合があります。



ロングショート運用とは

一般的には、相対的に割安とみられる銘柄を買い建てて一方、割高とみられる銘柄を売り建てて、投資対象市場全体の上昇・下落にかかわらず、投資収益の獲得を目指す運用です。買建てをロングポジション、売建てをショートポジションといいます。

2

世界の株式市場に対するポートフォリオの市場連動性を抑え、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 「ロングポジション」と「ショートポジション」の合計（ネットポジション）における市場連動性が、世界の株式市場に対して半分程度となることを目指してポートフォリオを構築します。
- 「ロングポジション」と「ショートポジション」の総額（グロスポジション）が、最大で信託財産の純資産総額の7倍程度となる場合があります。
- 米ドル以外の通貨建ての資産等に投資する場合は、原則として、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行います。

※上記は有価証券届出書提出日時点のものであり、今後市場環境の変化等によって変更となる場合があります。

3

実質的な運用はクオンツ運用に強みのあるAQRキャピタル・マネジメントが行います。

- 投資対象とする外国投資信託の運用は、AQRキャピタル・マネジメント、エルエルシーが行います。



クオンツ運用とは

高度な数学的手法・モデルをベースに分析した結果に基づく運用手法です。機械的な投資が主体的となり、ヒューマンエラーなどが起きにくいとされています。

4

対円での為替ヘッジの有無により、（為替ヘッジなし）と（為替ヘッジあり）の2つのファンドからお選びいただけます。

（為替ヘッジなし）

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

（為替ヘッジあり）

- 実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全には為替変動リスクを回避することはできません。
- 対円での為替ヘッジを行う際、円の短期金利がヘッジ対象通貨の短期金利を下回っている場合、その金利差に相当する為替ヘッジコストがかかります。短期金利の変動等により、為替ヘッジコストも変動します。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



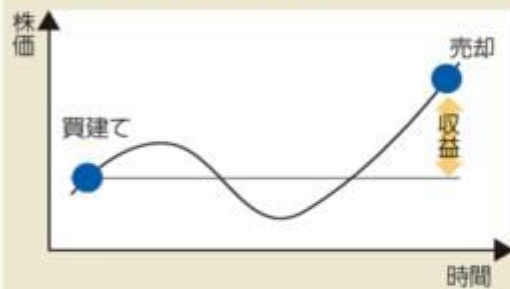
※AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング・ショート・エクイティ・ファンド(クラス B - JPY アンヘッジド) / (クラス A - JPY ヘッジド)の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は世界の株式となります。

ロングショート運用とは

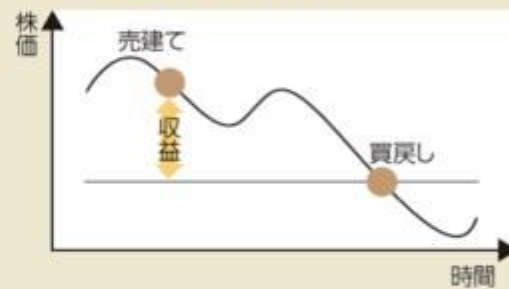
- 一般的には、相対的に割安とみられる銘柄を買い建てる一方、割高とみられる銘柄を売り建てて、投資対象市場全体の上昇・下落にかかわらず、投資収益の獲得を目指す運用です。買建てをロングポジション、売建てをショートポジションといいます。
- ロングポジションでは、株価が上昇すると収益、株価が下落すると損失となります。ショートポジションでは、株価が上昇すると損失、株価が下落すると収益となります。ロングポジションの損益とショートポジションの損益の合計が、ロングショート運用全体の損益となります。

収益となる場合:

ロングポジションで株価が上昇

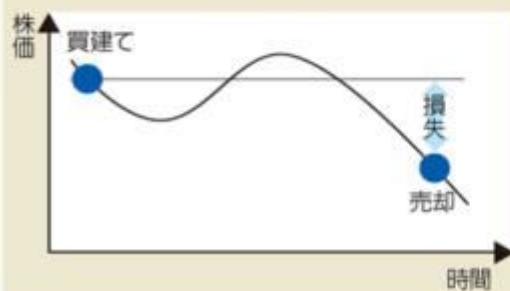


ショートポジションで株価が下落

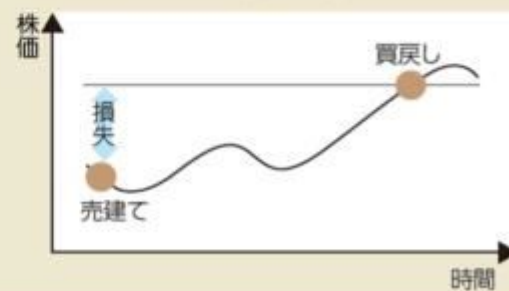


損失となる場合:

ロングポジションで株価が下落



ショートポジションで株価が上昇

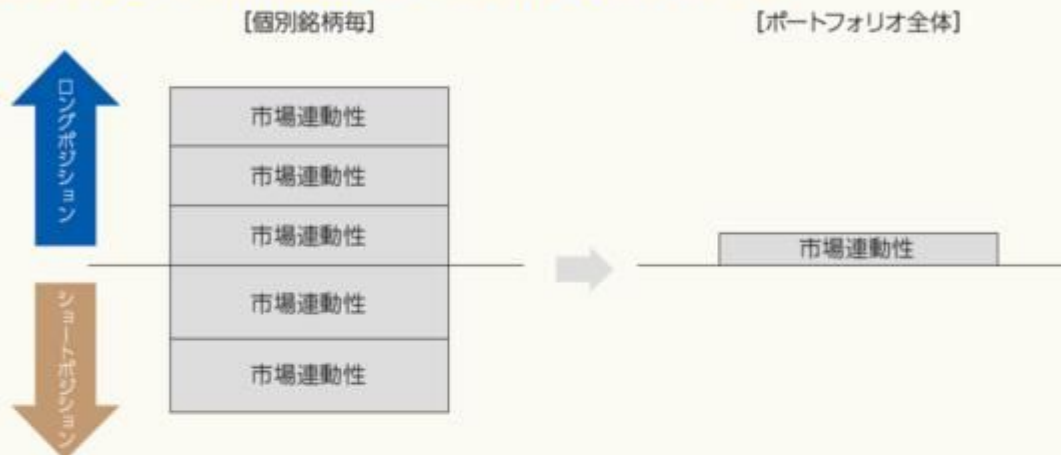


※上記は価格変動のイメージであり、実際と異なる場合があります。株価の変動が想定と異なる場合は、買建てと売建ての両方で損失が発生することがあります。

市場連動性について

- 当運用では、「高クオリティ」・「低リスク」の銘柄をロングポジションとし、「低クオリティ」・「高リスク」の銘柄をショートポジションとする「ロングショート運用」を行います。
- 「クオリティ」については収益性、競争力、財務健全性等、「リスク」については株式市場全体との連動性や株価変動の大きさ等に着眼して銘柄選択を行います。
- ロングショート運用にレバレッジを組み合わせることにより、株式市場全体との連動を半分程度に抑えながら、個別銘柄選択によるリターンを獲得を目指します。

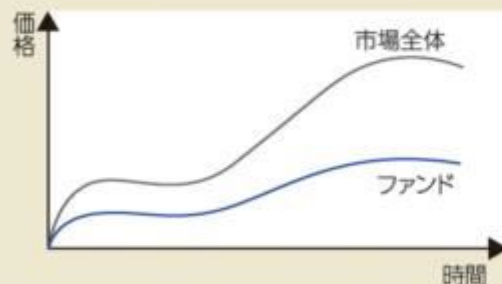
▶ ロングショート運用における市場連動性の抑制イメージ



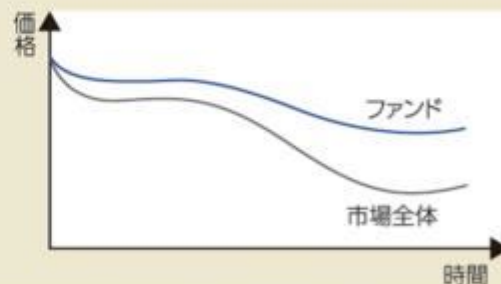
※上記は株式市場が上昇する場合のイメージです。株式市場の上昇はロングポジションではプラス要因となり、ショートポジションではマイナス要因となるため、組み合わせるとポートフォリオ全体の市場連動性は抑制されます。

▶ 市場連動性のイメージ

【株式市場が上昇する場合】



【株式市場が下落する場合】



※上記は市場連動性を示すためのイメージであり、ファンド全体の値動きとは異なります。また、将来の運用成果等を示すものではありません。



レバレッジとは

信用取引等を利用し、実際に拠出した資金の数倍の金額の取引を行う運用です。少ない資金で効率的に運用ができますが、予想と反対に株価が動くと、発生する損失額もその分大きくなるため、一般的にはリスクの高い取引とされています。

※上記はイメージであり、実際とは異なります。ファンドの将来の運用成果等を保証するものではありません。また、市場環境によっては、上記のような運用とならない場合があります。

為替の影響について（為替ヘッジなし）

為替ヘッジなし

円安の場合（為替差益）
基準価額にプラス

円高の場合（為替差損）
基準価額にマイナス

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

〔米ドルの対円為替推移〕



（注）2015年7月末～2025年7月末
（出所）Bloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記は米ドルについて記載しています。投資対象とする外国投資信託においては、米ドル以外の通貨建ての資産に投資した場合は、原則として、実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行います。

為替の影響について（為替ヘッジあり）

為替ヘッジあり*

為替変動の影響は限定的

*為替ヘッジコストがかかります。

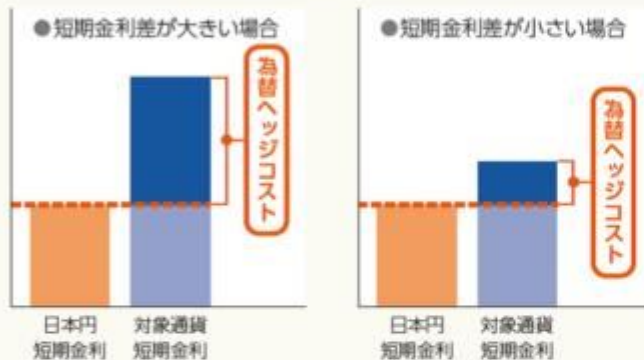


為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全な為替変動リスクを回避することはできません。

〔 為替ヘッジコストのイメージ 〕



(注)日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

■対円での為替ヘッジを行う際、円の短期金利がヘッジ対象通貨の短期金利を下回っている場合、その金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。金利差が拡大すると、為替ヘッジコストは上昇し、金利差が縮小すると、為替ヘッジコストは低下します。

左記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。

通貨の先渡取引等を利用した実際的为替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動し、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なることがあります。

〔 為替ヘッジコストの推移（年率） 〕



■為替ヘッジコスト(費用)は基準価額にマイナスとなります。

(注1)2015年7月末～2025年7月末

(注2)為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算

(出所)一般社団法人 投資信託協会の情報を基に委託会社作成

※グラフは過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記は米ドルについて記載しています。投資対象とする外国投資信託においては、米ドル以外の通貨建ての資産に投資した場合は、原則として、実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行います。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

〔 AQRキャピタル・マネジメントの概要 〕

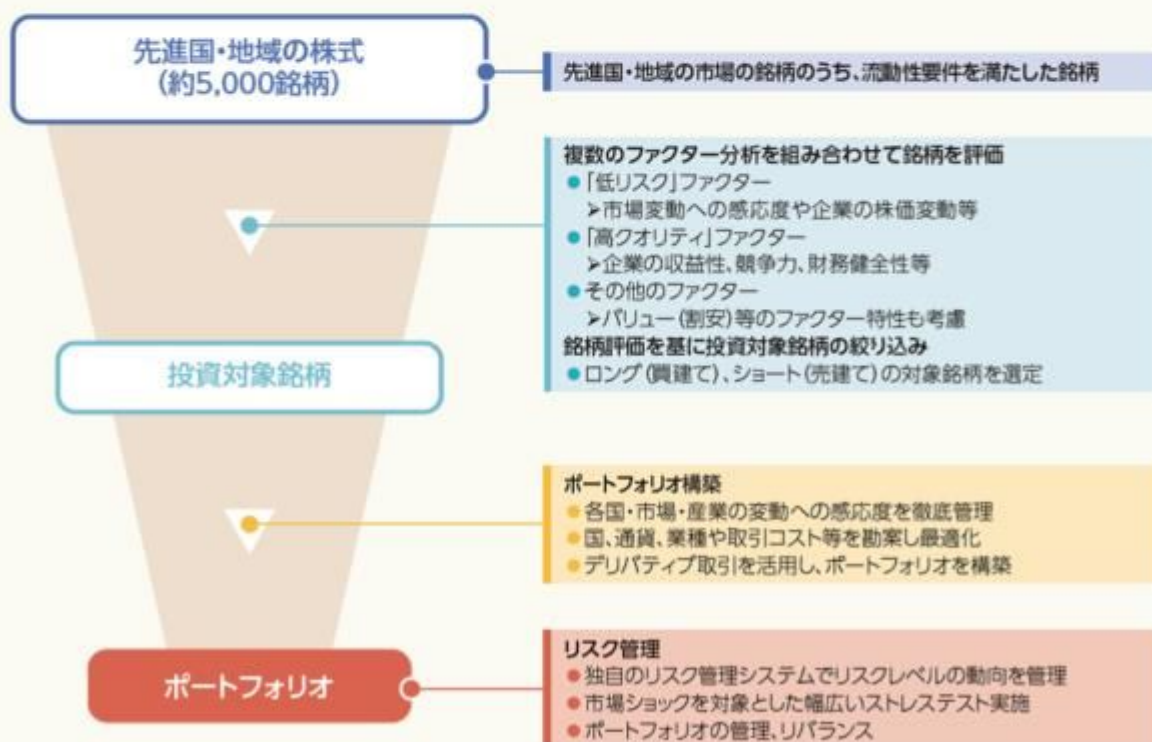
会 社 概 要	● 1998年1月に設立されたシステム運用に特化したヘッジファンド運用会社です。 ● 学術的なルーツと研究主導のアプローチを有することを強みとした、経済理論に基づくクオンツ運用を手掛けており、世界の多くの機関投資家等を顧客としています。	■ 2014年に国連責任投資原則 (PRI) に署名しています。
拠 点	米国に本社を置き、世界7ヵ国・地域に7拠点を展開しています。	
従 業 員 数	675名 (うち運用プロフェッショナル271名)	
運用資産残高	約21兆円(約1,429億米ドル)	

(注) 2025年6月末現在、1米ドル＝144.23円で円換算

〔 運用プロセス 〕

- 投資対象とする外国投資信託の運用は、AQRキャピタル・マネジメント、エルエルシーが行います。
- グローバル・ストック・セレクトションチーム（ポートフォリオマネージャー3名*、平均運用経験は21年*）が担当します。

*2025年6月末時点



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) AQRキャピタル・マネジメント、Bloombergの情報を基に委託会社作成

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1．有価証券

２．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

３．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として「マネー・トラスト・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．各ファンドにつき、それぞれ次の外国投資信託

ａ．世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジなし／年１回決算型）

「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス B - JPY アンヘッジド）」

ｂ．世界株式・クオンツ・ロングショートファンド（為替ヘッジあり／年１回決算型）

「AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング - ショート・エクイティ・ファンド（クラス A - JPY ヘッジド）」

２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するものの

４．外国法人が発行する譲渡性預金証書

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第５号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、有価証券届出書提出日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ **AQR ルクス ファンズ - AQR デルファイ・ロング・ショート・エクイティ・ファンド**
(クラス B - JPY アンヘッジド) / (クラス A - JPY ヘッジド)

形 態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	世界の先進国・地域の株式または株式関連商品（先物やスワップなどのデリバティブ取引等を含みます）
運 用 の 基 本 方 針	(共通) ● ロングポジションでは魅力的で質が高く市場感応度（ベータ）が低い資産に、ショートポジションでは割高で質が低く市場感応度（ベータ）が高い資産に投資します。 ● 株式、株式先物、株式スワップ等の多様なポートフォリオに対するロング・ショートポジションを通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、信託財産の純資産総額に対して最大7倍程度投資を行う場合があります。 ● ショートポジションはデリバティブ取引を通じて行われます。 ● 米ドル以外の通貨建ての資産等に投資する場合は、原則として、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行います。 (クラス B - JPY アンヘッジド) ● 原則として対円での為替ヘッジを行いません。 (クラス A - JPY ヘッジド) ● 原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
主 な 投 資 制 限	● 1発行体あたりの投資割合は、純資産総額の10%以内とします。 ● 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ● 同一発行体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーは、原則として、それぞれ純資産総額の10%以内、合計で純資産総額の20%以内とします。
分 配 方 針	分配は行いません。
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して 運用報酬:年0.8% 事務管理費用:年0.21%程度(上限) ※年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。 成功報酬:各クラスにおいて、参考指標*に対する超過パフォーマンスの20%(日次) ※参考指標*のパフォーマンスを上回る場合、上回る額に20%を乗じて得た額が純資産価格に日々計上(控除)されます。 参考指標*のパフォーマンスを下回る場合、下回る額に20%を乗じて得た額が純資産価格に日々計上(戻し入れ)されます。 パフォーマンスの差額は日々累積され、その累積額がプラスの場合のみ成功報酬が計上されます。 累積額が毎計算期末(毎年3月末)にマイナスの場合は、翌期に累積額は繰り越されます。 *クラス B - JPY アンヘッジド:[ICE BofA 3ヵ月米国債インデックス(USD)]と[MSCI World Net Total Return Index hedged in USD]をともに円換算し、50%ずつ組み合わせたもの クラス A - JPY ヘッジド:[TONA(無担保コール翌日物金利(JPY))]と[MSCI World Net Total Return Index hedged in JPY]を50%ずつ組み合わせたもの なお、成功報酬は運用実績に応じて変動するため、事前に金額や料率を示すことができません。

その他の費用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えられとされる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。
投資顧問会社	AQRキャピタル・マネジメント、エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ マネー・トラスト・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主な投資制限	●株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社



AQRの免責条項

AQR（またはAQRの関連会社、AQRもしくはAQRの関連会社が管理または助言する各投資ファンドまたは商品（総称して「AQR」といいます。）」は、金融商品取引法に基づいて登録されておらず、今後も登録されることはありません。また、AQR デルファイ・ロング・ショート・エクイティ・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）も金融商品取引法に基づいて登録されておらず、今後も登録されることはありません。AQRと三井住友DSアセットマネジメント株式会社（またはその投資ファンドまたは商品）は、関連会社ではありません。AQRのロゴ、AQRの名称および概要の使用は、投資または提案された取引の適合性に関するAQRまたはAQRに代わっての推奨を構成するものではなく、したがって、当資料は、投資対象ファンドへの投資の申込みまたは勧誘を構成するものではありません。AQRまたは投資対象ファンドへの言及は、AQR、投資対象ファンド、またはその他のAQR商品への投資の申込みまたは勧誘と解釈されるべきではありません。世界株式・クオンツ・ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）および世界株式・クオンツ・ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）（以下「当ファンド」といいます。）に投資している各投資家は、当ファンドの単独の投資家であり、投資対象ファンドに対して直接的な利害関係または権利を有しておらず、AQRは三井住友DSアセットマネジメント株式会社に対しても、その投資家に対しても義務または責任を負うものではありません。AQRおよび投資対象ファンドは、いかなる立場においても、当ファンドのスポンサーまたはマネージャーではなく、当資料の内容について責任を負うものではありません。AQRおよび投資対象ファンドはいずれも当資料を作成しておらず、AQRおよび投資対象ファンドはいずれも当資料の内容を承認しておらず、また承認する機会も与えられておりません。AQRおよび投資対象ファンドは、ここに含まれる情報の公正性、正確性、妥当性または完全性に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証も行わず、それぞれがこの点に関する責任または義務を明示的に否認いたします。

（３）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断しま

す。

- 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、
信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（原則として毎年11月16日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 公社債の借入れの指図
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - （ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - （ニ）借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
- ト 資金の借入れ
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当

該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （二）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となりま

す。

（ロ）派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、スワップ取引等）の価格は、その基礎となる原資産の価格変動および市場動向等により変動し、取引の種類によっては原資産の価格変動以上の値動きをすることがあり、ファンドの基準価額に影響を及ぼします。買い建てた派生商品（ロング・ポジション）の価格が下落した場合、あるいは売り建てた派生商品（ショート・ポジション）の価格が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となります。

取引所を介さずに相対で取引する派生商品においては、取引相手の倒産等により契約が履行されず損失を被り、基準価額が下落する場合があります。

派生商品では、一般的に少額の証拠金・担保金等を差し入れることで、より大きな金額の取引を行います。当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、派生商品を積極的に活用し、買建ておよび売建てを行うとともに、レバレッジ取引を行うため、買建総額および売建総額の合計が信託財産の純資産総額の100%を超えることが想定されます。したがって、株式等の価格変動の影響を大きく受け、ファンドの基準価額の変動が大きくなることや、株式市場全体の動きと比べて異なる動きをすることがあります。また、買い建てた派生商品（ロング・ポジション）の価格が下落し、かつ売り建てた派生商品（ショート・ポジション）の価格が上昇すると、ファンドの基準価額の下落幅は想定より大きくなる場合があります。当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、買建てと売建てを組み合わせ、市場連動性を調整する運用を行うため、市場が想定と異なる動きをした場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（二）為替変動リスク

「（為替ヘッジなし）」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

「（為替ヘッジあり）」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

デリバティブ取引に関する留意点

当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、デリバティブ取引を使用する場合があるため、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、倒産や契約不履行等により当初契約通りの取

引を実行できずに損失を被り、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

（ロ）投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
該当事項はありません

分配金再投資基準価額：
該当事項はありません

〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
該当事項はありません

他の資産クラス：
2020年8月～2025年7月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPMリサーチまたは株式会社JPMリサーチの関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的財産その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1

円）×申込口数）に、3.3％（税抜き3.0％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.133％（税抜き1.03％）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.3％	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.7％	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03％	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年1.01％程度 [*] + 成功報酬 [*] 成功報酬は参考指標に対する超過パフォーマンスの20％（日次）		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年2.143％（税抜き2.04％）程度 [*] + 投資対象とする投資信託の成功報酬 [*]		

* 投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

投資対象とする投資信託の成功報酬については、前掲「２ 投資方針（２）投資対象」の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

上記の料率は、有価証券届出書提出日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管

等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

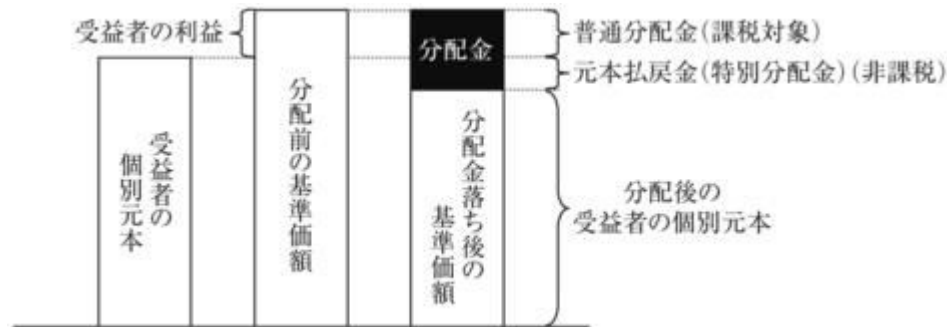
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配

金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、有価証券届出書提出日現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

5【運用状況】

当ファンドは、2025年11月21日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項

はありません。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

※ファンドは、2025年11月21日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）当初申込期間中は販売会社が定める時間までに、継続申込期間中は原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（二）申込不可日

上記にかかわらず、ファンドの設定日以降、取得申込日または取得申込日の翌営業日が以下の

いずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日（半休日を含みます）

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

当初申込期間：１口当たり１円です。

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に、３.３％（税抜き３.０％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては当ファンドの設定日（２０２５年１１月２１日）に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、解約請求申込日または解約請求申込日の翌営業日が以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日（半休日を含みます）

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時３０分までに、解約請求のお申込みが行われ販

売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して９営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「（為替ヘッジなし）」は「世クロ年１無」、「（為替ヘッジあり）」は「世クロ年１有」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載ま

たは記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2025年11月21日から2035年11月20日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年11月17日から翌年11月16日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、第１計算期間は2025年11月21日から2026年11月16日まで（休業日となった場合は翌営業日まで）とし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が早期償還となる場合には、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記bの規定に基づいて当ファンドの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと

きは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (二) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（二）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか

かる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

当ファンドは、2025年11月21日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。なお、当ファンドの監査はPwC Japan有限責任監査法人が行います。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年 7月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近５年間ににおける資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

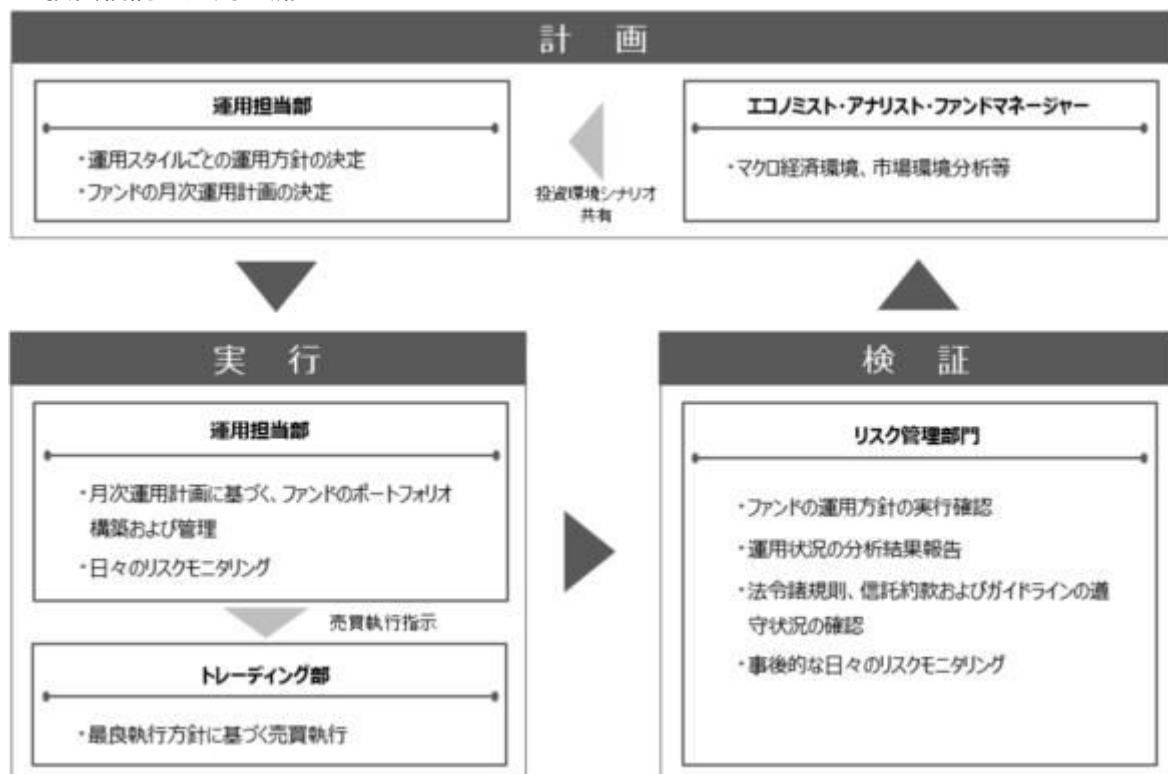
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	654	13,941,727
単位型株式投資信託	75	622,036
追加型公社債投資信託	1	22,794
単位型公社債投資信託	123	184,471
合 計	853	14,771,029

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-

有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん	101,101	511,487
顧客関連資産	2,740,868	2,436,327
電話加入権	9,332,065	7,218,790
商標権	12,706	12,706
	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

（２）【損益計算書】

(単位：千円)			
	前事業年度	当事業年度	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
営業収益			
委託者報酬	69,953,226	78,891,124	
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509	
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859	
その他営業収益			
サービス支援手数料	319,553	400,872	
その他	8,758	10,391	
営業収益計	82,731,642	93,765,757	
営業費用			
支払手数料	32,014,851	35,223,731	
広告宣伝費	320,694	335,877	
調査費			
調査費	4,637,211	5,327,087	
委託調査費	12,412,033	14,077,571	
営業雑経費			
通信費	56,291	51,489	
印刷費	457,187	421,006	
協会費	38,305	44,372	
諸会費	30,484	42,328	
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187	
販売促進費	31,339	44,315	
その他	253,344	410,566	
営業費用合計	55,520,019	61,291,534	
一般管理費			
給料			
役員報酬	232,329	223,068	
給料・手当	8,043,456	8,380,787	
賞与	1,073,375	1,098,999	
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790	
交際費	57,134	54,024	
寄付金	26,400	24,878	
事務委託費	2,022,734	2,225,175	
旅費交通費	166,596	242,135	
租税公課	600,468	413,678	
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686	
退職給付費用	712,228	803,656	
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674	
のれん償却費	304,540	304,540	
諸経費	215,455	356,081	
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177	

営業利益	6,371,877	10,392,045
------	-----------	------------

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	1	14,096,622
特別利益合計		14,096,622
特別損失		
固定資産除却損	2	12,385
固定資産売却損		-
投資有価証券評価損		-
特別損失合計		12,385
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	1,314,394	162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1．リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2．金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注１）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（其他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

３．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注)子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	-	-	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注)１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - (イ) 名称 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

- （ロ）資本金の額 87,550百万円（2025年3月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当ありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- （１）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- （２）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- （３）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
- （４）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- （５）目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- （６）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- （７）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- （８）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- （９）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- （１０）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- （１１）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。